

SDGs の取組みについて

1 SDGs の目標のうち、尼崎 21 世紀の森づくり行動計画に記載があり取組んでいる事項

目標	取組み
3 保健	中央緑地を活用した森の運動会等
4 教育	「森の子育てひろば」等学習機会の提供
6 水・衛生	尼崎中央緑地における給水設備の整備
7 エネルギー	中央緑地、フェニックス事業用地の太陽光発電等
9 イノベーション	水素社会実現に向けたセミナー等
11 都市	尼崎運河再生プロジェクト基本計画に基づく環境整備
13 気候変動	尼崎の森中央緑地植栽による CO2 削減
14 海の豊かさ	運河での水質浄化活動・環境学習や循環型の土壌づくり
15 陸の豊かさ	中央緑地での生物多様性の森づくり・尼みつの生産
17 実施手段	森の会議等を通じた情報収集と臨海地域の魅力発信

2 SDGs の目標のうち、尼崎 21 世紀の森づくり行動計画に記載はないが、森構想エリアで取組んでいる事項

目標	取組み
2 飢餓	多品種高栄養価の野菜を安定供給する植物工場

3 SDGs の目標のうち、尼崎 21 世紀の森づくり行動計画に記載はないが、尼崎市において市内で取組んでいる事項

目標	取組み
1 貧困	保健・福祉の連携強化
5 ジェンダー	多様性（ダイバーシティ）を認め合う社会実現
8 成長・雇用	ものづくり技術支援
10 不平等	多文化共生社会の推進
12 生産・消費	あまがさきエコプロダクツの認証等
16 平和	こどもの人権擁護に向けた体制強化






4 今後の対応



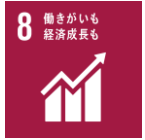



1) 上記目標 1、2 のうち追加で新たな取組みを行う必要があるか

2) 上記目標 3 のうち、森構想エリア独自の取組みを行う必要があるか
例)


目標	取組み
1 貧困	中央緑地産食材をこども食堂に提供

尼崎 21 世紀の森構想エリアの SDGs（持続可能な開発目標）の取り組み内容

SDGs（持続可能な開発目標）の目標		21 森エリア独自の取組	尼崎市（市全体）の取組
<p>目標 1（貧困）</p> 	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・保険・福祉の連携強化の取組 暮らしに困っている方々は、保健・福祉分野にまたがる複数の課題を抱えていることも多いことから、市内 2 か所に保健福祉センターを設置し、保健と福祉の連携を強化する中で総合的な支援を実施。 ・就労等による自立への支援 仕事・暮らしサポートセンター尼崎では、経済的な問題だけでなく、健康上の問題や社会的な孤立など様々な課題を抱え、仕事探しや暮らしにお困りの方、またはその家族からの相談に応じ、必要な支援を実施。
<p>目標 2（飢餓）</p> 	<p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多品種高栄養価の野菜を安定供給する植物工場を運営。安全・安心で、持続可能な食料生産システムを構築。 	
<p>目標 3（保健）</p> 	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から中央緑地大芝生広場を活用した森の運動会を開催することにより、地域住民等の福祉に貢献。 ・尼崎スポーツの森の運営により、健康的な生活の確保に貢献。 	
<p>目標 4（教育）</p> 	<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の親子を対象とした「森の子育てひろば」等を実施し、子育て世代に学習の機会を提供。 ・中央緑地で尼崎市の小学 3・4 年生、中学・高校生を対象とした環境学習プログラムにより、学習の機会を提供。 	
<p>目標 5（ジェンダー）</p> 	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・多様性（ダイバーシティ）を認め合う社会の実現に向けた取組 性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を尊重する取組を推進するため、申請書などの公文書の性別記載欄についてガイドラインを策定し、不要な記載欄を削除するなどの取組を行うとともに、令和 2 年 1 月からは、「パートナーシップ宣誓制度」を導入。また、性的マイノリティなどの様々な悩みを抱える青少年にはユース交流センターで相談を受け付けている。 ・女性のエンパワーメント（能力強化）の推進 女性の活躍推進に向け、本市付属機関の女性委員の登用率や女性職員の管理職の比率の向上に取り組んでいる。 女性センター・トレピエを中心として、誰もが性にとらわれず、自分らしくいきいきと充実した生活を送る男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進。

SDGs（持続可能な開発目標）の目標		21 森エリア独自の取組	尼崎市（市全体）の取組
目標 6（水・衛生） 	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎の森中央緑地における給水設備を整備、雨水池へ工業用水を補給。 ・丸島地区における下水道施設の拡張計画を踏まえた自然生態保全育成の森づくりを検討。 	
目標 7（エネルギー） 	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・中央緑地（学習棟・作業棟）、フェニックス事業用地等における太陽光発電により、持続可能なエネルギーの確保に貢献。 ・中央緑地における風力発電により、持続可能なエネルギーの確保に貢献。 	
目標 8（成長・雇用） 	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する		<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり技術支援の取組 中小企業のものづくり技術の高度化や新技術・新製品の開発等、新事業の実用化、若手技術者の育成等に係る支援を実施。 ・新規・成長分野事業支援の取組 新規・成長産業の誘致、集積を図るための支援を実施。
目標 9（イノベーション） 	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・水素社会実現に向けたセミナーを開催（平成 27 年度・平成 28 年度）するほか、水素関連産業市場への企業参入を支援。 ・環境改善に寄与する地域の優れた技術や製品・工法、取組みなどを表彰する「あましんグリーンプレミアム」を平成 23 年度から実施。 	
目標 10（不平等） 	国内および国家間の格差を是正する		<ul style="list-style-type: none"> ・電話・テレビ通訳の導入など、多文化共生社会の推進 尼崎市に住む外国人の方や、これから尼崎市に住む予定の外国人の方の日常生活をサポートするため、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語の 5 か国語に対応した「あまがさきスタートガイド」を作成。 また、令和 2 年度から、電話・テレビ通訳の導入や外国籍住民の交流の場づくりを行うなど、多文化共生社会の推進に取り組む。 ・出入国在留管理庁との連携強化 今後、増加が見込まれる外国人が本市において快適に生活ができるよう、法務省出入国在留管理庁との人的交流などにより連携を強化するなかで、多文化共生社会の実現に向けた取組を強化。
目標 11（都市） 	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎運河再生プロジェクト基本計画にもとづく環境整備。水質浄化施設を整備し、環境改善に貢献。 ・工場緑化を支援する制度を活用（県民まちなみ緑化事業等）するなど、持続可能なまちづくりに貢献。 	

SDGs（持続可能な開発目標）の目標		21 森エリア独自の取組	尼崎市（市全体）の取組
目標 12（生産・消費） 	持続可能な消費と生産のパターンを確保する		<ul style="list-style-type: none"> • あまがさきエコプロダクツの認証による環境産業への支援 低炭素、省資源化、生態系の保全など、環境に配慮した製品を「あまがさきエコプロダクツ」として認証し、環境対策への意識啓発、地域産業の活性化につなげる。 • 尼崎市一般廃棄物処理基本計画の改定 一般廃棄物処理基本計画は、ごみの減量、リサイクルへの取組を定めた計画。3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底などに向け、計画を改定。 • NPO、市内事業者等と連携したフードドライブの推進 食品ロス削減に向けた意識啓発とともに、食べきれそうにない食品を持ち寄り、必要としている団体に寄付するフードドライブの取組も推進。
目標 13（気候変動） 	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	<ul style="list-style-type: none"> • 尼崎の森中央緑地植栽計画に基づく森づくりによる、温室効果ガス（CO2）削減。 • 中央緑地（学習棟・作業棟）、フェニックス事業用地等における太陽光発電により、温室効果ガス（CO2）削減。 • 中央緑地における風力発電により、温室効果ガス（CO2）削減。 	
目標 14（海洋資源） 	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	<ul style="list-style-type: none"> • 尼崎運河再生プロジェクト基本計画にもとづく環境整備。水質浄化施設を整備し、環境改善に貢献。 • 水質浄化施設及び北堀チャンネルベースを活用した、尼崎運河博覧会、運河クルージング、SUP 体験会、オープンチャンネルデイ、オープンチャンネルフェスティバル等を開催することにより、持続可能な利用を促進。 • 循環型の土壌づくり 	
目標 15（陸上資源） 	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	<ul style="list-style-type: none"> • はじまりの森、パークセンター、大芝生広場等の供用。県民、企業等の参画による植樹。 • 尼崎の森中央緑地植栽計画に基づく森づくりにより、生物多様性の森づくりが進展。 • 尼崎鉄工団地協同組合による蜂蜜（尼みつ）の生産 	
目標 16（平和） 	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する		<ul style="list-style-type: none"> • こどもの人権擁護に向けた体制の強化 子どもの育ち支援条例の理念を踏まえ、令和2年度から、いじめの防止や体罰の根源など、子どもの人権擁護に関する取組を強化するため新たに担当課を設置するとともに、有識者等による第三者委員会を設置。 • いくしあ関係機関の連携による子どもの成長段階に応じた切れ目ない支援 いくしあ（子どもの育ち支援センター）では、児童虐待や不登校、発達障害など、課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り

			<p>添い、保健・福祉などの関係機関と連携しながら、切れ目なく、総合的かつ継続的な支援を行う。</p> <p>特に児童虐待は、DVと密接な関係があることから配偶者暴力相談支援センター等との連携を強化し支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公文書館機能を併せ持つ歴史博物館の開館 <p>令和2年10月にオープンする歴史博物館では、博物館、埋蔵文化財センターだけでなく、公文書館としての機能を併せ持ち、過去、現在の営みを後世に伝え、未来における検証に備える。</p>
<p>目標 17 (実施手段)</p> 	<p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 森の会議の活動を通じて情報を収集し、「森のウェブマガジン」「Aa」「森のしんぶん」等で臨海地域の魅力を発信。 森構想に関する工場・事業所の意向を把握するためのアンケート調査により、地域での事業者の意向や活動状況を確認。 	